

「指定通所介護」重要事項説明書
日野の家「げんさんち」
通所介護事業

当事業所は介護保険の指定を受けています。
 (指定事業者番号：京都府 第 2670901285 号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

(7時間以上9時間未満)

介護度	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
要介護1	656	¥6,855- / 日	¥686- / 日
要介護2	775	¥8,098- / 日	¥810- / 日
要介護3	898	¥9,384- / 日	¥939- / 日
要介護4	1021	¥10,669- / 日	¥1,067- / 日
要介護5	1144	¥11,954- / 日	¥1,196- / 日

※当事業所では上記時間でのサービスを基本としておりますが、利用者・家族の諸事情による5～7時間サービス体制もっております。利用時間についてはご相談ください。
 (料金下段参考)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額 (1日)	¥598-	¥707-	¥816-	¥924-	¥1,033-

通所介護加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
入浴介助加算	50	¥522-／回	¥53／回
若年性認知症利用者受入加算	60	¥627-／回	¥63／回
認知症加算	60	¥627-／回	¥63／回
個別機能訓練加算Ⅰ	46	¥480-／回	¥48／回
個別機能訓練加算Ⅱ	56	¥585-／回	¥59／回
口腔機能向上加算（月2回迄）	150	¥1,567-／回	¥157／回

提供体制加算

サービス提供体制強化加算Ⅰ-ロ	12	¥125-／回	¥13-／回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	¥62-／回	¥7／回

※サービス提供体制強化加算Ⅰ-ロ

（介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上の場合加算されます）

サービス提供体制強化加算Ⅱ

（介護職員総数のうち勤続3年以上の職員の占める割合が100分の30以上の場合加算されます）

※提供体制加算については条件が整った場合に算定いたします。（Ⅰ-ロ又はⅡのいずれか）

※送迎を行わない場合には表の金額より片道50円控除されます。

※利用者負担額には介護職員処遇改善加算分は含まれておりません。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

単位総数に加算率5.9%を乗じて計算いたします。

平成27年8月以降は一定以上の所得の方の自己負担割合が2割となり、上記の金額の倍額の利用料金をご負担頂くこととなります。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（（2）参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額

を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供

食費として1回あたり 590円

おやつ代として150円

② おむつ代

おむつ : 70円/枚

尿取りパット : 10円/枚

リハビリパンツ : 55円/枚

☆現物にての返却も可能です。

③ 複写物の交付

- ・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき： 10円

④ レクリエーション、グループワーク代金

- ・利用者の希望によりレクリエーション・グループワーク・外出 その他に参加していただくことができます。

その場合材料代、外出にかかる費用等の実費をいただく場合があります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について当事業所での決定が行われ次第、文書にてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

(1) 及び(2)の食事代については利用月翌月の10日前後に請求書を交付した後、郵便局での口座引き落とし又は現金にて指定日までに事業所にお支払いください。(2)の料金・費用(食事代以外)は、サービスの利用時、または内容別に請求しますので指定時にお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に出すこととし

ます。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

「指定介護予防通所介護」「介護予防型デイサービス」重要事項説明書
日野の家「げんさんち」通所介護事業

＜サービス利用料金＞

利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、利用者要介護度並びにサービス内容により異なります。）

介護予防通所介護における1ヶ月あたりの自己負担額（一割）

（基本サービス）

介護度	サービス単位	利用者負担額
要支援1	1,647 単位	¥1,722/月
要支援2	3,377 単位	¥3,529/月

介護予防型デイサービスにおける基本料金体系

期間	利用回数	サービス単位	サービス単位	利用者負担額	利用者負担額
		入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
1か月あたり	週1回程度	1,647 単位	1,447 単位	¥1,722	¥1,513
	週2回程度	3,377 単位	2,977 単位	¥3,529	¥3,111
1回あたり	週1回程度	378 単位	332 単位	¥395	¥347
	週2回程度	389 単位	343 単位	¥407	¥359

各種加算内容につきましては、介護予防通所介護と同様になります。

サービス提供体制強化加算 I-ロ

（介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上の場合加算されます）

介護度	サービス単位	利用者負担額
要支援1	48 単位	¥51/月
要支援2	96 単位	¥101/月

サービス提供体制強化加算Ⅱ

(介護職員総数のうち勤続3年以上の職員の占める割合が100分の30以上の場合加算されます)

介護度	サービス単位	利用者負担額
要支援1	24単位	¥25/月
要支援2	48単位	¥51/月

※提供体制加算については条件が整った場合に算定いたします。(Ⅰ-ロ又はⅡのいずれか)

その他の加算(いずれも1か月あたり)

項目	サービス単位	利用者負担額
若年性認知症 受入 加算	240単位	¥251
運動器機能向上 加算 ※1	225単位	¥236
口腔機能向上 加算 ※1	150単位	¥157
選択的サービス (2種 類) ※1	480単位	¥502
生活機能向上グループ 加算	100単位	¥105
事業所評価加算	120単位	¥126

※ 利用者負担額には介護職員処遇改善加算分は含まれておりません。

※1 選択的サービスは運動器機能向上サービス、口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に算定されます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

単位総数に加算率5.9%を乗じて計算いたします。

平成27年8月以降は一定以上の所得の方の自己負担割合が2割となり、上記の金額の倍額の利用料金をご負担頂くこととなります。

☆利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事・おやつに材料に係る費用は別途いただきます。(2)参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供

食費として1回あたり 590円

おやつ代として150円

② おむつ代

おむつ : 70円/枚

尿取りパット : 10円/枚

リハビリパンツ : 55円/枚

☆現物にての返却も可能です。

③ 複写物の交付

- ・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき： 10円

④ レクリエーション、グループワーク代金

- ・利用者の希望によりレクリエーション・グループワーク・外出 その他に参加していただくことができます。

その場合材料代、外出にかかる費用等の実費をいただく場合があります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について当事業所での決定が行われ次第、文書にてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

(1) 及び(2)の食事代については利用月翌月の10日前後に請求書を交付した後、郵便局での口座引き落とし又は現金にて指定日までに事業所にお支払いください。(2)の料金・費用(食事代以外)は、サービスの利用時、または内容別に請求しますので指定時にお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、介護予防通所介護サービス、介護予防型デイサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービス

の利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出ることとします。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。